



しばた圭子の活動報告 平成15年4月

黙っていても始まらない

<連絡先> 桜台3-1-3-212 Tel.&Fax 491-6471 I-16
メール shibata-k@rurbanet.ne.jp 携帯 090-4068-3792
ホームページ <http://www.asahi-net.or.jp/~ez9k-sbt/>



国道 464 号沿いが桜とレンギョウとユキヤナギの見事なコントラストで彩られる、一年のうちで一番美しい季節になりました。冬の寒さから解き放たれて一気に芽吹く生命のたくましさを感じさせられる季節です。

桜台では、桜並木の横にできたアクロスプラザ内の店舗が次々と店開きをし、活気にあふれています。久しく忘れていた「主婦根性」がむくむくと頭をもたげ、つつい足に向けては、知り合いにばったり。「あなたもね」と照れ笑いしながらも、今が買いどき、買うものだけは買ってきます・・

3月25日の臨時議会で 白井・印西・本埜・印旛の 法定合併協議会設置が決まる

??住民の理解は得られているのでしょうか??

<これまでの状況>

2月1日、白井市長は5市町村の任意の合併協議会の席で、「住民へ情報を伝え理解を得たい。法定の協議会設置にはもっと時間が必要」と発言し法定協議会への移行延期を要請しました。

2月16日、再度開かれた協議会で栄町が離脱を表明した直後の話し合いで2市2村(白井・印西・本埜・印旛)の法定合併協議会設置について議会に諮ることを4首長が合意しました。

3月25日、白井市では臨時議会を開会。二市二村での法定合併協議会設置が賛成多数で可決されました。他市村でも可決されたので、4月に法定合併協議会が設置されることになります。

3月27日、白井市長は鎌ヶ谷市長に対して、鎌ヶ谷市との法定協議会設置は議会に付議(議決を求めること)しないと回答しました。

市長の昨年来2月1日までの一貫した主張

「合併とは街づくりの一環である。合併特例債の期限にこだわることなく住民にも情報を提供し意見を頂きながら街づくりという観点から考えたい。」

二市二村での合併協議会設置が決まってからの説明

「NTとして一体的な整備が必要。合併特例債の期限は考慮すべき。鎌ヶ谷市との協議会設置は道義的に難しい。」

<私が問題だと思うこと>

合併について考えてみる事に反対ではありません。しかし他はいざ知らず「住民参加」を掲げる本市において、住民が参加する機会もないうちに印旛地域での合併を進めるという意味決定がされてしまったこと、しかも住民全てに関わる大事を住民の多くが情報不足としている中で決定してしまうという今の進め方は問題だと思います。

昨年9月に行なわれた住民意向調査では、合併先として印旛地域を望む人と東葛地域を望む人は半々でした。実際鎌ヶ谷市との合併を望む方々が必要な署名数を集めて市長に提出、3月24日、市長は鎌ヶ谷市に意見照会しています。NTとして一体的な整備というなら小室を入れないのはおかしいですし、道義的に鎌ヶ谷市との法定協議会設置が難しいのなら、本人直筆で生年月日の記載や押印まで求められる正式な署名に応じた市民(無効となったものも含めれば1200名近い)や鎌ヶ谷市に対しての道義はどうなるのでしょうか。

合併対象先を絞る事について説得力のある説明とはいえません。

臨時議会で、私は頂いた多くの意見を踏まえ、この決定を下すまでの行政側の情報の提供の仕方・内容だけで住民の理解を得られていると思うのかと質問。市長は十分に情報が提供されていたとはいえないということは認め、今後は情報の提供に努めると答えました。

<私の考え>

決定された以上、合併特例債などに惑わされた無駄な公共投資や借金を極力抑えた街づくりの計画となるよう私達がしっかり見守りましょう。そのためにも、市に対しては十分な情報を住民が判りやすいように工夫して提供すること、住民からの意見を良く聞き取り入れることに心を砕く事を求めています。

平成15年度予算編成

当初一般会計予算は歳入歳出共に 169 億 3,300 万円でしたが、3月25日の臨時議会で法定合併協議会設置が可決され、協議会設置に必要な費用約 1,084 万円を加算するという補正予算の方も可決。総額約 169 億 4,400 万円となっています。15年度は公債費の借り換え分約 21.5 億円があるため、14年度よりも大幅に増えています。その分を除くと前年度比 0.1% 減です。注目したいのは・・

- まちづくりシステム推進事業は14年度で問題点の抽出や住民からの意見聴取が終わりました。いよいよまちづくり条例が具体的になります。(321万2千円)
- 地下水汚染機構解明調査 工業団地の地下水汚染解明の為、今後ボーリング調査から対策を立てるまで数年間にわたる事業が始まります。(今年度は4,351万8千円)
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運用と第二次稼働の為の整備に要する



経費(447万4千円) 個人情報保護と適正な管理がなされるでしょうか。注意して見守りたいと思います。

- 乳幼児医療費の助成申請は手続きが大変面倒で病気の小さい子どもを抱える保護者にとって相当な負担でした。これがとうとう改善され、煩わしい手続きが不要となります。(3,284万円)
- 消防組合では、管内(白井・印西・本埜・印旛)の119番通報を牧の原署の通信司令室で集中管理するようになります。そのための構成市村の住民基本台帳データ入力・更新は、個人情報保護の観点からFDで定期的に行なうなど細心の注意が払われ、また災害時に特別な配慮が必要な方の登録の自己申請も検討します。(消防組合への白井市一般分負担金8億1,548万円)
- 障害者サービスが「支援費制度」へ移行し、介護保険のように利用者が事業者と直接契約するようになります。納得のいくサービスが受けられるか見守りたいと思います。

(1億4,985万2千円)

- * 懸案だった白井運動公園建設事業で未整備の野球場や弓道場は凍結、相撲場は中止となりました。

- * 下水道事業特別会計は昨年4月に使用料が値上げされましたが、期待したほどの増収にはならず一般会計からの繰入れが20%も増えています。使用者が節水に努めている事、流域下水道維持管理費の市の負担が増加することが原因となっています。



一般質問

一まちづくりシステム推進事業の成果及び住民参加指針策定委員会との関わりー

問1 街づくりシステム推進事業の成果とまちづくり条例策定に向けての次年度計画は。

答1(市長) データや課題、参考となる事例の整理を行い、2月に市内3箇所で行なった懇談会で地区の課題把握と特性を生かす仕組みを定めるため市民の意見をお聞きしました。今後これらの意見を整理しながら、庁内研究会で骨子案を取りまとめていく予定です。15年度は市民や有識者等で構成する制定委員会を組織し、研究会と連携協力しながら、条例案の策定作業を進めていきます。

一言 わが市は豊かな自然と都市部の両面を持ち、守るべき環境、決めておきたい事柄のベクトルが多方向を向いています。この市に、果たして街づくり条例が必要か、どのような条例がふさわしいのかというところからスタートし、この1年の研究でとうとう道筋が見えてきたようです。次年度の条例策定が待たれます。

問2 市全体がかかわる住民参加指針策定委員会に、まちづくり推進事業を住民参加で進めている都市計画課が入らないのは何故ですか。

答2(市長) 住民参加と関わりの大きい課の職員を委員としています。策定委員会では主に後期基本計画及び環境基本計画の策定までを具体例として指針案を示し検討のたたき台としています。

一言 この質問の後、3月末の策定委員会で指針素案が出ました。目次のひとつは「住民参加で進めるべき事業」です。私は市の目指す住民参加とは市政運営全般に住民参加を取り入れることだと思っていたのですが、そうではないように取れます。住民参加で進める事業は後期5カ年計画や環境基本計画など限られた事業だけで、後は従来通りの行政運営をするとい

うことだったのでしょうか。となると先進的な他市と根本的に考え方の相違があります。

15年度はいよいよ条例策定をすることになっています。現在の策定委員会とはまた別の委員会を作って条例検討をするといひます。これ迄の流れを知らない委員構成だと振り出しに戻ることはならないのか危惧します。15年度に注目したいと思います。

- 市民自治組織運営補助金・地区コミュニティ活動補助金交付の見直し -

問 4月から上記2つの補助金の見直しがされ補助対象が自治会入会世帯になります。コミュニティ形成の一翼を担い、また自治会役員が行政区長となって市からの連絡や回覧等を自治会全世帯対象に行っていることを考えると、助成額を自治会入会世帯に限ってしまうことは妥当でしょうか。自治会内の差別化が生まれ、コミュニティ形成の障害となりませんか。

答(市長) 変更点は補助金の見直し基準に基づき、運営費補助から活動費補助に変更したこと、自治会の活動に対する補助なので対象を加入世帯にしたこと、対象経費を明確にしたこと。見直しによって、前者は約280万円、後者は約20万円の減額となる見込みです。自主独立した団体の活動に一部を補助するもので、運営や活動はこれまでどおり行なっていたるものと思います。

一言 補助金を出すなら、主体的に明確な基準を設けるということは必要です。自治会への補助金も例外とせず、見直しの検討先としたわけですが、多いに不満の自治会もありました。以前から予告されていたならともかく、年度末も押し迫った2月に初めて決定事項の説明があったからです。ここでも欠けていたのは十分な情報の提供だったと思います。もっと早い段階で自治会をも巻き込んだ見直しを進めればよかったのにとおもいます。何事も時間と手間を惜しんではなりません・・・



地方自治体は国際問題について意見書を出してはいけなない？！

＜地方自治法第99条＞普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる。の解釈は？

- 1) 政府に「平和の意見書」の提出を求める請願書 **否決**
- 2) 国際紛争の平和的解決への貢献を求める意見書案 **可決(全員)**
- 3) イラクの速やかな国連決議の遵守と米国のイラク攻撃に反対し、平和的解決を求める決議案 **否決**



1)の請願は総務常任委員会では採択されましたが、本会議では否決。ところが、総務常任委員会から、県議会ですでに採択されている意見書をもとに請願に沿った発議案2)を提出したところ、こちらの方は全会一致で採択。発議案の元となった住民からの請願は否決されたけれど、意見書は通るという結果でした。住民の民意は受けられないけれど、県議会を通ったものは通さなくては。。ということ？！

議員発議の3)については賛成少数で否決。反対理由として上掲の地方自治法第99条の解釈上、国際問題は一地方自治体の公益ではないから意見書を出すことはできないという意見が出ました。そうであるなら、2)が全員賛成で採択されているのは矛盾します。また全国の市議会で12月末から1月末までに外交・防衛関係の意見書や決議は計223件中212件が採択(うち米国によるイラク攻撃反対等は47件中39件採択)されています。地方自治体が国際問題に口を出せないというのなら、全て違法なものを採択していることになります。そうではないでしょう。戦争を正当化し国が米国に追随して何らかの行動をする事自体、私達の税金で賄っているのですから、地方からは意見を述べられないという理論は通りません。イラクで次々と一般人が命を落としている現状、国がやっている事だからと知らん顔・・・で良いのでしょうか？



小中学校ではIT教育が進められ子ども達がパソコンに触れる機会が増えています。ですが、画面を凝視している間の脳波を数値で表すと、前頭葉の動きが落ち、脳が活発なときに

ゲーム脳って？

出るβ波が極端に下がり、ひどくなると画面から離れてもβ波の低下が回復しなくなります。これを「ゲーム脳」と呼びます。前頭葉は人間らしさを司る部分。この研究結果は、幼少期のビデオに始まりTVゲームやパソコンと続く便利さや楽しさだけの追求に対する警鐘です。回復に有効な手立てもありますから、教育委員会もこの事実を認識し、家庭の問題と片付けず、指導の中で注意喚起して欲しいと思います。

議会議員になって、一期目の任期が終わろうとしています。汲めども尽きぬ勉強をさせて頂いています。議案一つ一つを審議するには、調べる事、法文を紐解く事を積み重ねて知識を深めていくしかないものだと思います。

議案の中には説明不十分で理解に苦しむものや不透明な人事等もありました。しかし市長提案である限り、「議場」という議論の場で多くの疑義が指摘されながらも、いざ採決となると賛成多数で可決されるという不思議さ。私自身は良い事は良い、良くない事はNoといえる自分である事に努めてきたと思いますし、今後もそうでありたいと思っています。「一番の住民参加は議会傍聴」と言われます。皆さんも議会審議の様子を覗きに来られてはいかがでしょうか。

